四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３５号

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例

四日市市企業立地促進条例（平成１２年四日市市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで　（略） (7)　中堅企業者　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２５項に規定するものをいう。 (8)から(13)まで　（略） ２　（略） ３　第１項第６号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、中堅企業者とみなす。 (1)及び(2)　（略）	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで　（略） (7)　中堅企業者　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２４項に規定するものをいう。 (8)から(13)まで　（略） ２　（略） ３　前項第６号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、中堅企業者とみなす。 (1)及び(2)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（商工農水部工業振興課）